

成年年齢引き下げ

「成年年齢引き下げ」って？

民法改正により、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。未成年者が契約するには原則として保護者の同意を得なければなりませんが、改正後は、高校生でも18歳になると成年として、自分の意思で契約ができるようになります。ただし、飲酒や喫煙、競馬や競輪などの公営ギャンブルはこれまで通り、20歳にならないとできません。



どんな影響があるの？

民法では、未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合、原則として「未成年者取消権」で契約を取り消すことができます。しかし、改正後に成年となる18歳・19歳の若者は、それを行行使することができなくなります。

こうして未成年者の消費者被害救済に役立つ強力な手段を失うことにより、新成人の消費者被害の拡大が危惧されています。さらに、このタイミングに乗じて、成人になったばかりの若者をターゲットにする事業者との消費者トラブルの増加も懸念されます。若者は、契約に関する知識や経験が乏しいことから、うまい話を信じやすく、強い押しに弱く断り切れないといった要因があるからです。ネット社会の進展に伴い、SNSで知り合った人から「楽にもうかる」と勧められ、内容をよく理解しないまま、安易に高額な契約を結び、借金トラブルに巻き込まれるケースなどが増えています。



消費者トラブルに遭わないために

若者が消費者トラブルに遭わないためには、学童期などのなるべく早い段階から、契約に関する知識を学び、契約に必要なルールを知ったうえで、本当に必要な契約なのか判断する力を身につけておくことが大切です。同時に、強引な勧誘にはきっぱりと断る勇気を持つことも必要です。

消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合の相談窓口として、消費者ホットライン「188(いやや)」が設置されています。困ったとき、おかしいなと思ったときは、自分で抱え込まず、早めに居住地の消費生活センターに相談しましょう。



POINT

「18歳からオトナ」として行動できるよう、契約は慎重に行うとともに、契約時の状況によっては契約の取消しが主張できる場合もあることを知っておくといいですね。

食品ロスを減らすために

食品ロスの現状

「食品ロス」とは、本来、食べられるのに捨てられてしまう食品です。日本は食料自給率が低く、カロリーベースで約6割を輸入に頼っているが、食品ロスの量は年間600万トンにのぼります。そのうち約半分の276万トンが家庭から出されています(*1)。捨てられた食品はごみ処理場で焼却され、二酸化炭素排出の原因となります。

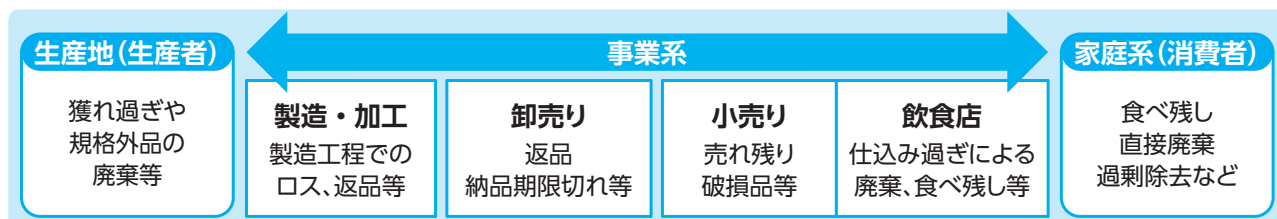
一方で、日本の子どもの7人に1人が貧困のため食事に困っており(*2)、世界に目を向ければ6.9億人もの人が飢えや栄養不足で苦しんでいます。(*3)

私たちが身近なことから食品ロスの削減に取組めば、食材や食費の無駄が防げるだけでなく、ごみの減量により二酸化炭素排出も抑制されます。さらには、世界の食料不均衡の是正や地球温暖化防止に寄与することになるのです。

出所: (*1) (*4) 農林水産省「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢 令和3年版」(*2) 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」(*3) 国際連合食糧農業機関(FAO) 2020年報告書



食品ロスの原因



食品が、生産者から、製造・加工業者や卸売業者、小売店や飲食店を経て消費者へ届くまでの一連の流れを、フードサプライチェーンといいます。「食品ロス」はフードサプライチェーンの全ての段階で、発生しています。家庭系では、「食べ残し」、期限切れなどの「直接廃棄」、野菜の皮のむき過ぎなどの「過剰除去」が主な原因です。生産地や事業系の食品ロスには、買い物時や飲食店での消費者の行動が影響しているものもあります。各段階で様々な取組が進められていますが、私たち消費者も、購入から食べる時まで、常に食品ロスを意識して行動するようにしましょう。

私たちにできること

それぞれの食生活を振り返って、できることを考えてみませんか?たとえば...

- ☆ 家の在庫を確認して必要な物を必要なだけ買う。
- ☆ 食品の期限表示を正しく理解する。消費期限は「過ぎたら食べない方がいい期限」。賞味期限は「おいしいめやす」、過ぎてもすぐに捨てないで。
- ☆ 購入した食品は適切に保存して、使い切る。

<使い切りのヒント>

大阪府 食品ロス削減レシピ

検索

- ・ しいたけの軸やブロッコリーの茎、大根の皮など、細かく刻んで調理。
- ・ あるもので済ませる日を。
- ・ 中途半端に残った野菜や調味料もフル活用!

- ☆ 外食する時は、食べきれない量を注文。どうしても残ったら持ち帰りをお店に相談。



STEP UP!

あなたの家で使い切れない食品を、支援につなげることもできます。地域のフードバンク、フードドライブなどの活動を調べてみましょう!

衣料品の購入から廃棄まで

購入するとき

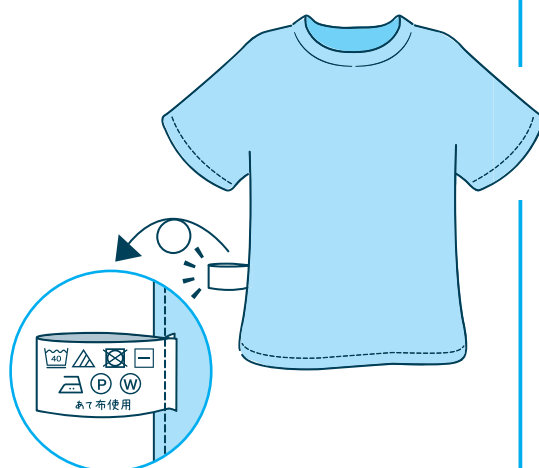
あなたが、今着ている服を購入した理由は何ですか？購入時にはデザインや価格に目が行きがちですが、季節や着用シーンを想定し、自分に合ったサイズかどうかや、動きやすさ、他の衣服とのコーディネートも考えて選ぶことが大切です。また、素材の特徴を考慮するのはもちろんのこと、縫製やボタン付けはしっかりしているかなどの品質の確認も必要です。近年、ネット通販で服を購入することも増えてきました。業者によっては、店舗とネットでの販売を併用しているケースや、ライブコマースといって動画で商品の説明をしているケースもあります。これらの情報を上手く利用しましょう。



表示を見よう

衣服を選ぶときには、タグや左わき、後ろ襟ラベル、ポケットの中などに付けられた品質表示を確認することが大切です。2016年に家庭用品品質表示法（家表法）が改正され、取扱い表示はこれまで「メーカーが推奨する取り扱い方法」から、「取り扱いの上限表示」に変わりました。上限表示とは、表示よりも強い力や高い温度での手入れは、衣類にダメージを与える可能性があるという意味です。消費者は、この意味を理解して責任をもって洗濯方法を選ぶ必要があります。

また2017年の改正では、繊維の種類がより分かりやすくなるように、「指定外繊維」の表示方法は「植物繊維」「再生繊維」などの名称に変更となり、帽子やマフラーにも組成表示と取扱い表示が義務づけられました。その他に、サイズ、原産国、メリット・デメリットなどの表示の確認も必要です。これらの表示を見て判断できる基礎的な知識を持つことが重要です。



手入れをするとき

衣服を清潔で快適に、長く着用するためには、衣服の状態や繊維の種類などに応じた手入れや補修を行うことが不可欠です。皮脂や汗などの汚れ、空気中のほこりや食べこぼしなどの汚れを落として衣類を清潔に保ちましょう。また、汚れを放置するとシミになり外観を損ねるだけでなく、保温性・吸水性・強度の低下や、虫食いなど破損の原因になることもあります。取扱い表示を見て、家庭洗濯か商業クリーニングかの洗濯方法や、漂白・乾燥・アイロンの方法を判断し、衣服の素材や状態に応じた手入れを実践しましょう。



STEP UP!

衣料品と持続可能な社会

繊維産業は、原材料の調達、製造、流通、使用、廃棄、リサイクルに至るまでの環境への負荷が大きい産業と言われています。社会や環境に配慮して作られた衣料品を消費者が選択し、適切に手入れをして長く着用することが、持続可能な社会の構築につながります。

製品を安全に使うために

安全な商品を選ぶ

製品を購入するとき、わたしたち消費者の生命・身体・生活を守るために、安全性が確保されている製品を選びましょう。たとえば、消費生活用製品安全法・電気用品安全法・ガス事業法など、法令で定められた製品は、技術上の基準に基づいているものにだけ、PSEなどのマークがついています。こうしたマークを確認してから購入してください。

製造者や問い合わせ先が明記されているか、日本語の取扱説明書が製品に添付されているか、正しく製品を使うための説明が受けられるかなどについて、店舗やネットショッピングでも購入前に確認しましょう。

消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼす恐れが多いとして法令で定められた製品には、国の定めた技術に適合した旨のマークがないと販売できません。

経済産業省 製品安全4法

検索

特定電気用品 (116品目)

それ以外の電気用品に比べ、不良があった場合に感電・火災などの影響が大きい電気用品

ヒューズ、コンセント、延長コードセット、ACアダプター、携帯発電機 など

特定電気用品以外の電気用品 (341品目)

電気冷蔵庫、電気冷房機、電気洗濯機、電気掃除機、扇風機、テレビジョン受信機、エル・イー・ディー・電灯器具、リチウムイオン蓄電池 など

電気用品安全法(所管:経済産業省)

正しく使う

製品事故にも製品そのものに原因がある場合と、使い方などに原因がある場合があります。正しい使い方、その製品の本来の目的で、使用する必要があります。たとえば、取扱説明書の安全上の注意事項で、「火の近くで使わないでください」と記載していれば、火の近くで使うと危険です。予測しない事故を防ぐためにも、製品を購入したら必ず取扱説明書の安全上の注意をよく確認し、使う人全員で情報を共有してください。

特に、小さい子どものいる家庭では、周囲の大人が注意して家庭内の事故を防ぎたいものです。

警告

誤った取扱いをしたときに、死亡や重傷に結びつく可能性があるもの。

注意

誤った取扱いをしたときに、傷害または家屋・家財などの損害に結びつくもの。

取扱説明書に記載している安全上の注意の例
(一般財団法人 家電製品協会)

いつもと違う、異常に気がいたら

製品を使用中にいつもと様子が違い、本体の全部または一部が熱くなったり異常な音などが見受けられたときは、電気製品であれば電源プラグを抜く、水やガスを使う製品は栓を止めるなど、まず停止させてください。製品のお手入れ・清掃などをすることで正常に使える場合もあります。まず取扱説明書を確認しましょう。取扱説明書には「収納時に電源コードを本体に巻きつけない」という注意事項が記載されています。たとえば毎日、電源コードを本体にきつく巻きつけて繰り返し曲げ伸ばししていると、コードの内側で断線し、故障や事故につながる可能性もあるからです。たとえ使い方が正しくても長期間使用していると、熱・湿気・ホコリなどの影響で製品が正常に動いていない場合もあります。周辺も含め、定期的なお手入れ・清掃も心掛けましょう。

コードを本体に巻き付けたりしない



禁止表示がある収納の例



POINT

スマートフォンなどのモバイルバッテリー(リチウムイオン電池)については、過度な負荷をかけることにより発火するなどの事故が多発しました。(たとえば使っているときに落としたり、おしりのポケットに入れたまま座ったり、こたつに入るなど)

2019年2月から国の基準に適合した製品でなければ販売できなくなり、本体にはPSEマークの表示が必要となりました。購入時にはPSEマークを確認しましょう。